

平成31年3月1日

岡山県農林水産部農産課

「おかやま有機無農薬農産物」の表示について

1 表示内容

- (1) 名称の表示は、「有機農産物の日本農林規格第5条」の表示方法とする。*1
- (2) 「おかやま有機無農薬認証制度」に基づき認証された農産物は、「おかやま有機無農薬認証農産物」の表示ができる。*2
- (3) この表示は、農林水産省消費・安全局 表示・規格課と協議した結果、名称の表示を改正するとともに、「無農薬」表示による優良誤認を回避し「おかやま有機無農薬農産物認証制度」に基づき、認証を受けたことを表示するよう見直したものである。
- (4) 平成17年1月以後は、この表示への切り替えを徹底している。

2 表示例



※1（有機農産物の名称の表示）

有機農産物の名称の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
表示の方法	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機農産物」</p> <p>(2) 「有機栽培農産物」</p> <p>(3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」</p> <p>(4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」</p> <p>(5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」</p> <p>(6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>(注1) (1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産物の名称の表示を別途行うこと。</p> <p>(注2) 「〇〇」には、その一般的な農産物の名称を記載すること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。</p> <p>3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。</p>